

保医発0131第3号  
平成29年1月31日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長  
（公印省略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
（公印省略）

#### 検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成28年3月4日付け保医発0304第3号）の一部を下記のとおり改正し、平成29年2月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

#### 記

別添1第2章第3部第1節第1款D001尿中特殊物質定性定量検査中（7）を（8）、（6）を（7）とし、（5）の次に次のように加える。

（6）好中球ゼラチナーゼ結合性リポカリン（NGAL）（尿）

ア 好中球ゼラチナーゼ結合性リポカリン（NGAL）（尿）は、区分番号「D001」尿中特殊物質定性定量検査の「16」L型脂肪酸結合蛋白（L-FABP）（尿）の所定点数に準じて算定する。

イ 本検査は、急性腎障害の診断時又はその治療中に、CLIA法により測定した場合に算定できる。ただし、診断時においては1回、その後は急性腎障害に対する一連の治療につき3回を限度として算定する。なお、医学的必要性からそれ以上算定する場合においては、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

ウ 本検査と区分番号「D001」尿中特殊物質定性定量検査の「16」L型脂肪

酸結合蛋白（L-FABP）（尿）を併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成28年3月4日付け保医発0304第3号)

| 改正後   | 現 行  |
|---|--|
| <p>別添1<br/>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料<br/>第3部 検査<br/>第1節 検体検査料<br/>第1款 検体検査実施料</p> <p>D001 尿中特殊物質定性定量検査<br/>(1)～(5) 略<br/><u>(6) 好中球ゼラチナーゼ結合性リポカリン (NGAL) (尿)</u><br/>ア <u>好中球ゼラチナーゼ結合性リポカリン (NGAL) (尿) は、区分番号「D001」尿中特殊物質定性定量検査の「16」L型脂肪酸結合蛋白 (L-FABP) (尿) の所定点数に準じて算定する。</u><br/>イ <u>本検査は、急性腎障害の診断時又はその治療中に、CLIA法により測定した場合に算定できる。ただし、診断時においては1回、その後は急性腎障害に対する一連の治療につき3回を限度として算定する。なお、医学的必要性からそれ以上算定する場合においては、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u><br/>ウ <u>本検査と区分番号「D001」尿中特殊物質定性定量検査の「16」L型脂肪酸結合蛋白 (L-FABP) (尿) を併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。</u><br/><u>(7)・(8) 略</u></p> | <p>別添1<br/>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料<br/>第3部 検査<br/>第1節 検体検査料<br/>第1款 検体検査実施料</p> <p>D001 尿中特殊物質定性定量検査<br/>(1)～(5) 略<br/>(新設)</p> <p><u>(6)・(7) 略</u></p> |